

第 125 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 8 年 3 月 16 日（月）午前 9 時 30 分から午前 10 時 10 分
- 2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 （13 人）

- 1 番 宮本 平
- 2 番 岡崎 裕一
- 3 番 大谷 正樹
- 4 番 沖村 和哉
- 6 番 小柳 貴史
- 7 番 袴田 光夫
- 8 番 大内 清香
- 9 番 岡村 淳史
- 10 番 藤元 敬介
- 11 番 東谷 邦夫
- 12 番 沖 貴美枝
- 13 番 田中 豊文
- 14 番 廣岡 隆義（会長）

4 欠席農業委員 （1 人）

- 5 番 角井 雅之

5 出席農地利用最適化推進委員 （5 人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会1 農振法に基づく農用地利用計画変更（随時変更）について

報告事項1 公共事業の施行に伴う農地転用通知について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 大久保弘史

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 田村 諒介

議長 それではただいまより第 125 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議案件附議事項は、議案 7 件、審査会 1 件、報告事項 1 件となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名、農地利用最適化推進委員につきましては 5 名の出席をいただいております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 9 番岡村委員と 12 番沖委員によりしくお願いをいたします。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 8 ページをご覧ください。本件は、遠方で管理が困難なため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、自宅に隣接する申請地を譲り受け、引き続き管理したい譲受人が応えるものです。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率のかつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 7 番袴田委員、推進委員 7 番中原委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

7 番 先だって 14 日に中原委員と現地を確認に行きました。この畑はもう何年も●●さんが作ってなくて隣の●●さんの方それからその前の畑を作っておられる方なんかまあ迷惑になっておるような状態でありました。それでたまたまその現地を見に行った時に●●さんではないんですが、その隣の方が畑でタマネギ、ニンニク等作っておられてここが●●さんのあれですかねちゅうて言うたらはあ何年も手入れしてないんでうちの畑のほうへ枝やら何やら

出て来て迷惑を被っちよるんじゃちゅうような話をしたんですが。そこで●●さんが今度新たに譲り受けて耕作するという事で近所迷惑にもならないし大変隣の方も幸すというふうに言っておりました。以上のようなことでございます。

議長 中原委員。

7番 (推進委員) 先日農業委員の袴田氏と現地調査に行きました。農業委員の説明通りです。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。小柳委員。

6番 住所が東京の方になってるんですけどこちらに在住になるということでしょうか。

事務局 はい。こちらにもご自宅があるということでお話を伺っております。

6番 月に何日か帰ってくるそんな感じの生活されるとそういうことでしょうか。

事務局 奥様はですね、譲り受けられる方なんですけれどもまあ大体こちらにいらっしゃって病院とかのあるときにはあちらの東京の方にはなるんですけれどもそちらの自宅にもということでお話を聞いています。

議長 他に何かご質問がありましたら。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.2についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、9ページから18ページをご覧ください。本件は、県外に在住しており、申請地の維持管理が困難なため、譲り渡したい譲渡人の要望に対し、自身の耕作地の隣接地を取得することで効率的な営農を図りたい譲受人が応えるも

のでございます。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員10番藤元委員、推進委員9番藤岡委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番 土曜日に藤岡委員と譲受人の●●さんと一緒に現地を確認してまいりました。この土地なんですが●●さんこの土地の周りあちこちを今作っており航空写真のこの土地の右側の所に倉庫があるんですが、この倉庫●●さんが所有されていて、隣接しているので特に使う予定で取得したいということで申請があがっています。土地自体は三分割されているような形で下半分ですね、この二つはちょっと土地が高いので水が取れないので田んぼから柑橘を植えるようにしたいということで話を聞いてます。上側の方はちょっと土地が低いんですが、田んぼにするか果樹にするかは耕作をし始めてから考えたいということでした。16、17、18とあるように結構な数耕作されているので効率的にここの土地も利用してもらえんと思います。以上です。

議長 引き続きまして藤岡委員。

9番 (推進委員) 譲受人はですね、奥さんの親元の経営移譲で周辺の土地を耕作しております。当初は該当地も水田として耕作しておりましたけれども10年ぐらいになるかと思うんですが、どういう関係かも存じてはおりませんが、遊休地になっております。当初はこちらの手前の川から水を取っておったんですが、その水路がつぶれておるといことで当該地の土地の手前、先ほど藤元委員が説明したように水田にはならないということで果樹を栽培したいということでした。日ごろの管理等は周辺隣接地の農地の管理は奥さんがやっておられます。ご本人と息子さんは大型機械の使用をやっておるとい状況です。隣接の土地ですので管理することで何ら問題はないというふうに思っております。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたら願

いをいたします。宮本委員。

1 番 周辺農地への影響はないというふうに事務局からはあったんですけども、周りが田んぼなんですけどこの中で果樹を生産すると栽培するということになると農薬をすとかそういったところっていうのは気にしないといけないのかなって思うのですがいかがでしょうか。

事務局 この辺り申請地の周辺はですね、すでに譲受人の方が作っていらっしゃるんで自身でそこら辺調整しながら栽培は可能かなと考えた次第です。以上です。

1 番 わかりました。ありがとうございます。

議長 他に何かご質問なりがありましたらお願いいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.3についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、19ページから27ページをご覧ください。本件は、高齢で農業後継者もないため、家屋とあわせて申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、移住にあたり申請地を取得し、営農を開始したい譲受人が応じるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の今後の確保予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員7番袴田委員、推進委員7番中原委員

からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

7 番 先だって 14 日の日に中原委員と現地を見に行きました。ここで 23 ページの地図が出てると思うんですが、グリーンの所が譲り受ける畑になります。そしてその真ん中に●●さんっていう住宅の名前の建物があると思いますが、この家も一緒に含めてこういうグリーンのところを譲り受けるということになっておるようです。現在は畑地は何にも植わってなくて、草地になってるんですけども、ここを開拓してミカン等を植えながら今営農塾へこれからミカン作りのことで勉強してミカンを作りたいということのようでございます。農地が活用されることはいいことなんでここに住まわれるということで大変いいことじゃないかと思います。以上です。

議長 引き続きまして中原委員。

7 番 農業委員の袴田氏と先日現地を確認に行きました。農業委員の説明通りです。
(推進委員)

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、No.4 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No.4 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、28 ページから 35 ページをご覧ください。本件は、遠距離に居住し、耕作が困難な申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地から近くに居住する譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は

個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員8番大内委員、推進委員11番中川委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8番 3月13日に現地の畑を確認に推進委員の中川さんと行ってきました。そこで譲受人の●●さんからお話も聞いたんですが、譲受人と譲渡人のご関係はご兄弟ということで●●にいる弟さんから●●にいるお兄さんに名義を移すというようなことでした。畑を見に行くtoすでに日南の早生のミカン40本ほど植えてある状態で、収穫も済んでいてとてもきれいな状態でした。以前から管理はお兄さんの方がメインでやられているということだったんで問題ないかと思えます。以上です。

議長 続きまして中川委員。

11番 (推進委員) 今説明がありましたように、兄弟で長男の方が今度は譲り受けるということでまあ長男の方も歳が相当いっとるんですが、畑が近いということで。最近畑の横にいい道路作ってもらってですね、車はどんどん入ってくという条件で作りやすいということでこのお兄さんの●●さんが受けたんだろうと思えます。真面目にやっております。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定いたします。続きましてNo.5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.5についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、36ページから44ページをご覧ください。本件は、申請地以外の所有する土地建物を譲受人に譲り渡した譲渡人が申請地もあわせて譲り渡したい要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員11番東谷委員、推進委員14番安本委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

11番 3月11日に安本委員と現地を確認しております。譲渡人は高齢でありまして病気がちで去年ぐらいから入退院を繰り返しておりましたけれど、今も施設に入所しておりまして、譲渡人の後継者もないということで譲り渡すのを妹さんの方に家屋土地すべての譲渡をしたものでございます。以上です。

議長 引き続きまして安本委員。

14番 (推進委員) 先ほど東谷委員さんのご説明で充分だと思いますけれど、隣接の畑がオナゴダケって言いますかこれが生えてきておるんで、この土地を適正に管理されたら立派な畑になるように思いますので、がんばっていただけるものと思うております。説明以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可をすることに決定をいたします。続いてNo.6について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.6についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、45ページから52ページをご覧ください。本件は、申請地を含む土地建物全体について生前贈与したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員9番岡村委員、推進委員6番足立委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

9番

先日現地確認してきました。譲受人のご本人には会えなかったんですが、奥さんの方に話を聞いて、もうもともと譲受人の方が管理されていてきれいにちゃんと管理されているので問題ないと思います。

議長

続きまして足立委員。

6番

(推進委員)

今お話されました岡村さんの通りでございます。以上です。

議長

ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1についてご説明させていただきます。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、53ページから61ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、東和総合支所から北東に約3.4kmに位置する、過去に公共投資の対象となっていない第2種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は県内で自動車販売などを営む法人で、景観維持のため植林しようとするものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、残高証明書の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1年以内の完成予定であり、確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込みや協議の状況についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書や申請内容により、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書及び申請内容から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員3番大谷委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

3番

先日13日に推進委員の石崎さんと一緒に現地を見てきました。持主と買主ともに連絡がつかず、現地を確認するだけだったんですけれど、もう58ページの地図を見てもらえるとわかると思うんですが、全面もう保養地として工事は終わっております。申請地は角っこになるんですけれど、ちょうど敷地内の角にあたる所で、もともとっていうかこの譲渡人さんはこちらには住んでおらずずっと荒地だったそうです。で景観が悪いということで続きと一緒に購入して管理をしたいということで地元の方も一部だけが荒れるよりは一緒に管理してもらった方がいいということで。もう狭いですし畑としてはもう

どうしようもないような状態で。道路が細い道なんですけど道挟んで南側はすべて民家になってます。畑として残してもしょうがないので一帯管理してもらう方が地元としても助かるということで問題ないと思います。以上です。

議長

ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、日程3、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)No.1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)No.1についてご説明させていただきます。申出者、申出地等は議案書に記載のとおりです。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。議案説明資料は、62ページから69ページをご覧ください。対象の農地区分は、久賀総合支所から南南東に約2.5kmに位置する、第2種農地に該当いたします。申出者は町内に住所を有する個人で、蓄電池設備を設置する計画となります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、現在耕作されておらず、今後も継続的な農業利用の見込みがない申出地について、将来的な利用として蓄電池設備を設置する計画であります。事業計画書及び計画平面図から本事業が必要かつ適当であると考えます。また、事業規模や内容から他に代替性はないと考えます。次に対象の農地の用途区分を変更することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申出地は大規模農道に面し、他面はすでに山林化しており、農用地区域内における集団化や、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。

次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっておりません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員6番小柳委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

6番 先日福田推進委員と一緒に現地を確認してきました。申請者の方にも同席していただいて説明を聞きました。現地に関して言うと周辺もすっかり山になっている状態でここが他の用途になったとしても影響はないかなと思いましたが、また境界線についてちょっとずれたりしてちょっとあやふやなところがあるというところはあったんですが、今回の工事でそこに関してなにか手加えるということはなさそうなので特に問題はないかなと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定をいたします。続いて、日程4、報告事項1、公共事業の施行に伴う農地転用通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項1、公共事業の施行に伴う農地転用通知についてご報告いたします。資料は70ページから76ページをご覧ください。土地所有者、公共事業施行者は、議案書に記載のとおりです。内容につきましては、トンネル工事等により発生した土砂の一時仮置場として使用する計画となっております。3月までに完了予定でしたが、工事期間の延長に伴い一時転用期間もあわせて延長する内容となっております。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたらこの事項報告事項でございまして皆様のご了承をお願いいたします。以上をもちまして第125回

周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。長時間の審議、ご苦勞様でございました。

上記は、令和8年3月16日開催の第125回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和8年4月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____